

平成29年度

業 務 概 要

《平成28年度事業年報》

長野県松本児童相談所

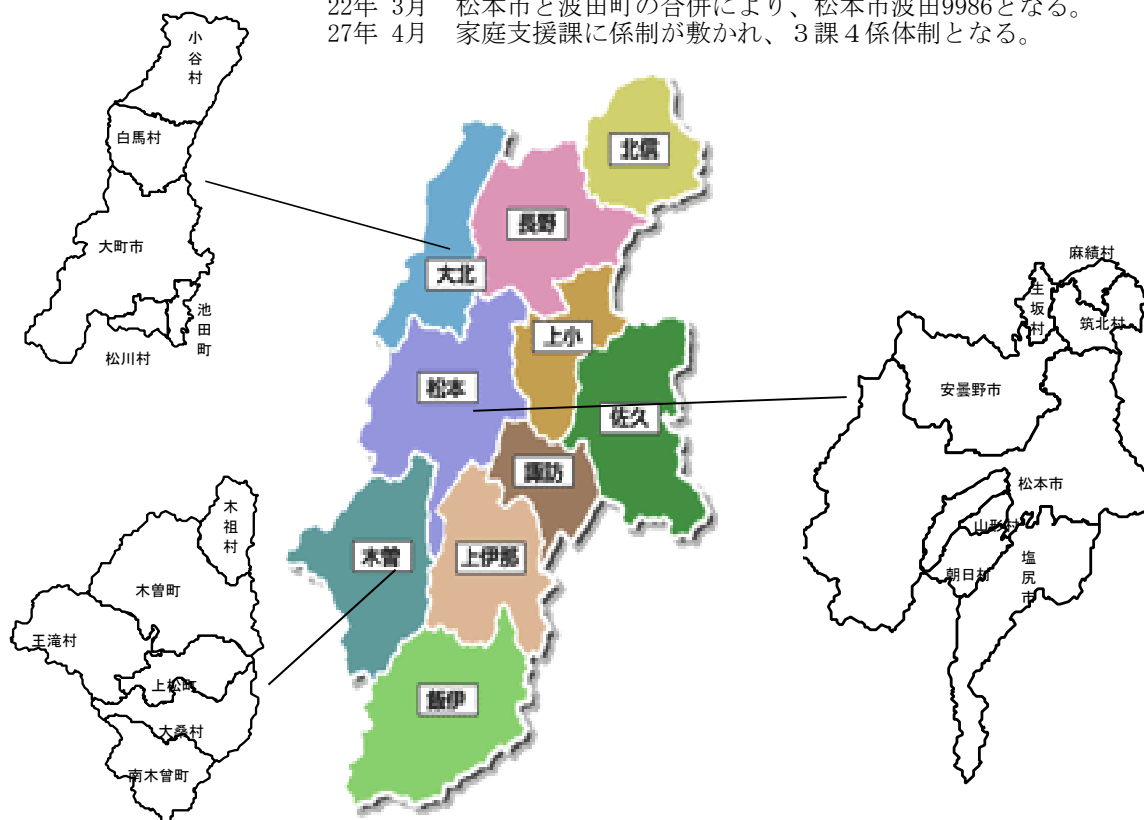
目 次

《項目》	《頁》
I 松本児童相談所について	1
1 平成29年度運営方針	2
2 平成29年度事業内容	3
3 相談の種類及び主な内容	4
4 相談業務の流れ	5
II 児童相談の状況について	6
1 児童相談の推移	6
(1) 経路別受付状況	
(2) 相談種別受付状況	
(3) 相談結果の状況	
2 相談種別相談結果の状況	9
3 年齢別相談受付状況	10
4 市町村別相談受付状況	11
5 調査・診断及び心理療法・カウンセリング処理状況	12
6 児童福祉施設等措置状況	13
(1) 入退所・年度末在籍の状況	
(2) 措置解除の理由	
(3) 措置停止・措置中等の調査及び指導状況	
(4) 市町村別入所・委託措置開始状況	
(5) 市町村別年度末在籍状況	
7 里親の状況	16
(1) 登録里親の状況	
(2) 里親委託児童の年齢別状況	
(3) 市町村別の状況	
8 一時保護の状況	17
(1) 目的別保護状況	
(2) 相談種別保護状況	
(3) 年齢別相談種別保護状況	
9 一時保護委託の状況	18
(1) 委託先別保護状況	
(2) 目的別保護状況	
10 養護相談の状況	18
11 障がい相談の状況	19
(1) 療育手帳交付の状況	
(2) 重症心身障がい児（者）の状況	
12 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査の実施状況	20
(1) 1歳6か月児精神発達精密健診	
(2) 3歳児精神発達精密健診	
III 児童虐待相談について	21
1 児童虐待相談の推移	
2 児童虐待相談種別対応件数	
3 児童虐待相談経路別対応件数	
4 児童虐待相談処遇別対応件数	
5 主たる虐待者	
6 被虐待児の年齢構成	
7 管内地域別相談受付件数	
IV 知的障害者更生相談所について	23
1 知的障害者更生相談所	
2 知的障がい者更生相談の状況	
(1) 知的障がい者更生相談の推移	
(2) 相談内容別件数	
(3) 判定内容別件数	

I 松本児童相談所について

児童相談所は児童に関する様々な問題について、家庭その他からの相談に応じ、児童が有する問題又は児童の真のニーズ、児童の置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の児童や家庭に必要とされる支援を行い、児童の福祉を図るとともに、その権利を守り尊重することを主たる目的として設置される行政機関である。

- 昭和23年 4月 児童福祉法の規定に基づき、長野市に県内一円を管轄区域として、長野県児童相談所が設置され児童相談業務を開始した。
- 24年 5月 松本児童相談所が松本市大名町76番地に設置され、中信地区1市4郡が管轄区域となった。
- 25年 5月 松本市若松町 1467番地（現在の埋橋1-9-18）に庁舎を新築移転、一時保護所として松本精機寄宿舍を買収し改装した。
- 26年 4月 飯田市、下伊那郡が松本児童相談所の管轄となった。
- 29年 4月 飯田市、下伊那郡が諏訪児童相談所に移管となり、松本児童相談所の管轄区域は、創設時の中信地区1市4郡に戻った。
- 46年 3月 松本市桐2-4-39に庁舎を新築移転した。
- 平成16年 4月 一時保護所が通年実施となる。
- 17年 2月 山口村が岐阜県中津川市への合併により管轄外となる。
- 17年 4月 東筑摩郡波田町9986（旧県建設技術学園）に庁舎を改装移転した。
- 22年 3月 松本市と波田町の合併により、松本市波田9986となる。
- 27年 4月 家庭支援課に係制が敷かれ、3課4係体制となる。



管内の状況

平成29年4月1日現在

郡市名	総面積(km ²)	全県に占める割合	総人口	児童人口(18歳未満)	児童が占める割合
松本市	978.47	7.2	241,712	38,764	16.0
大町市	565.15	4.2	27,334	3,620	13.2
塩尻市	289.98	2.1	67,006	10,611	15.8
安曇野市	331.78	2.4	94,779	15,008	15.8
木曾郡	1,546.17	11.4	27,399	3,408	12.4
東筑摩郡	268.50	2.0	21,886	3,199	14.6
北安曇郡	544.50	4.0	31,329	4,409	14.1
管内計	4,524.55	33.4	511,445	79,019	15.5
県計	13,561.60	100.0	2,077,466	325,007	15.6

平成29年度 松本児童相談所 運営方針

1 基本方針

子ども・家庭支援や家庭的養護に関する社会的動向を踏まえ、市町村等関係機関と適切な連携や役割分担を図りながら、児童虐待を始めとする児童に関する相談に応じる。児童の権利を尊重し、児童の最善の利益を実現するための最も効果的な援助を行うことで、児童福祉の増進を図る。

2 重点事項

(1) 児童虐待相談対応の充実

児童虐待通告に対しては、児童の安全確認をするとともに、初期対応マニュアルに基づく調査とアセスメントを行い、的確な判断の下、適切な対応を行う。

親元から分離した児童については、分離中の状態を的確に把握し、家庭復帰を目指すに当たっては、安心安全の確認を第一義とし、家族関係支援プログラム等に基づいて丁寧にケースワークを行う。

家庭生活を継続する児童については、虐待予防や家族関係改善、虐待再発防止等のために、要保護児童対策地域協議会を始めとする関係機関と緊密な連携を取り、適時適切な支援ができるよう協働していく。

(2) 児童福祉施設等入所児童の自立支援の推進

被虐待経験や発達障がい等、複雑多岐にわたる課題を有する入所児童が増加している現状を踏まえ、児童福祉施設等の担当者と綿密な情報交換や家族関係支援プログラムの作成等を行い、種々の困難事案に窮する児童福祉施設等への技術支援を通して入所児童の自立支援の推進を図る。

(3) 一時保護所入所児童への支援

一時保護所入所児童の経験を豊かにするため、ボランティアを活用し、魅力ある日中活動を提供する。

また、児童と児童福祉司等との面接を十分確保し、保護所職員と児童福祉司等で入所後定期的なカンファレンスを行い、退所後の生活を見据えた援助プランを作成し支援することで、児童の不安を軽減し、不適切な行動の出現や入所期間の長期化を防ぐ。

(4) 里親委託推進及び里親支援の充実

長野県児童相談所広域支援センターと十分な連携を図りつつ、「長野県家庭的養護推進計画」に基づき、里親委託を推進する。特に委託後の、養育に関する里親の悩みや困難に対応するため、里親支援専門相談員や里親会との協働の下、家庭訪問や電話等での相談の機会を増やすことにより、里親支援の向上を図る。

(5) 子ども・家庭支援に関する市町村への技術支援

被虐待経験を有する児童の内、地域で家庭生活を継続する者についても、市町村が一義的対応機関となることから、小規模自治体が多いという管内の特徴を考慮し、市町村との情報交換や支援を確実に行っていく。

2 平成29年度 事業内容

(1) 相談・指導

区 分	業 務 内 容
所内相談	原則として予約制（電話相談は随時）にて、相談援助活動を行う
訪問相談	必要に応じて家庭、学校、施設等を訪問し、相談援助活動を行う
巡回相談	市町村等の協力を得て、主として児童心理司が実施する。

(2) 一時保護

緊急保護、行動観察、短期入所指導のため、一時保護を実施する。

また、必要に応じて児童福祉施設等に委託して実施する。

区 分	業 務 内 容
緊急保護	被虐待児・棄児・迷子児・家出児等の応急的保護
行動観察	児童の対人関係、生活意欲、行動特性等の観察評価
短期入所指導	短期間の生活指導・心理治療等

(3) 定例診断

区 分	実 施 時 期 等	実 施 場 所	実 施 内 容
精神科診断	毎月 第3 木曜日	所 内	嘱託医による診断
児童精神科診断	毎月 第2・第4 月曜日	〃	〃
小児科診断	毎月 第2・第4 金曜日	〃	〃

(4) 措置

通告・送致された児童又は相談に応じて、児童及びその保護者に対して必要があると認めた時は、次のような措置をとる。

訓戒又は誓約、児童福祉司指導、市町村指導、児童委員指導、社会福祉主事指導、里親・FH等委託、福祉施設入所、家庭裁判所送致、指定医療機関委託

(5) 児童福祉施設入所児童の自立支援強化

児童虐待事例など入所児童自立支援計画に基づく援助指針を共有化するため、ケース検討会・連絡会等を実施する。

施設入所をしている虐待ケースについて家族関係支援プログラムを策定する。それに基づき施設と協議のうえ自立支援計画票を策定し、家族への支援をしていく。

(6) 児童虐待防止対策

児童虐待に対して早急かつ適切な対応を図るとともに、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）等との連携を強化し、啓発を図る。

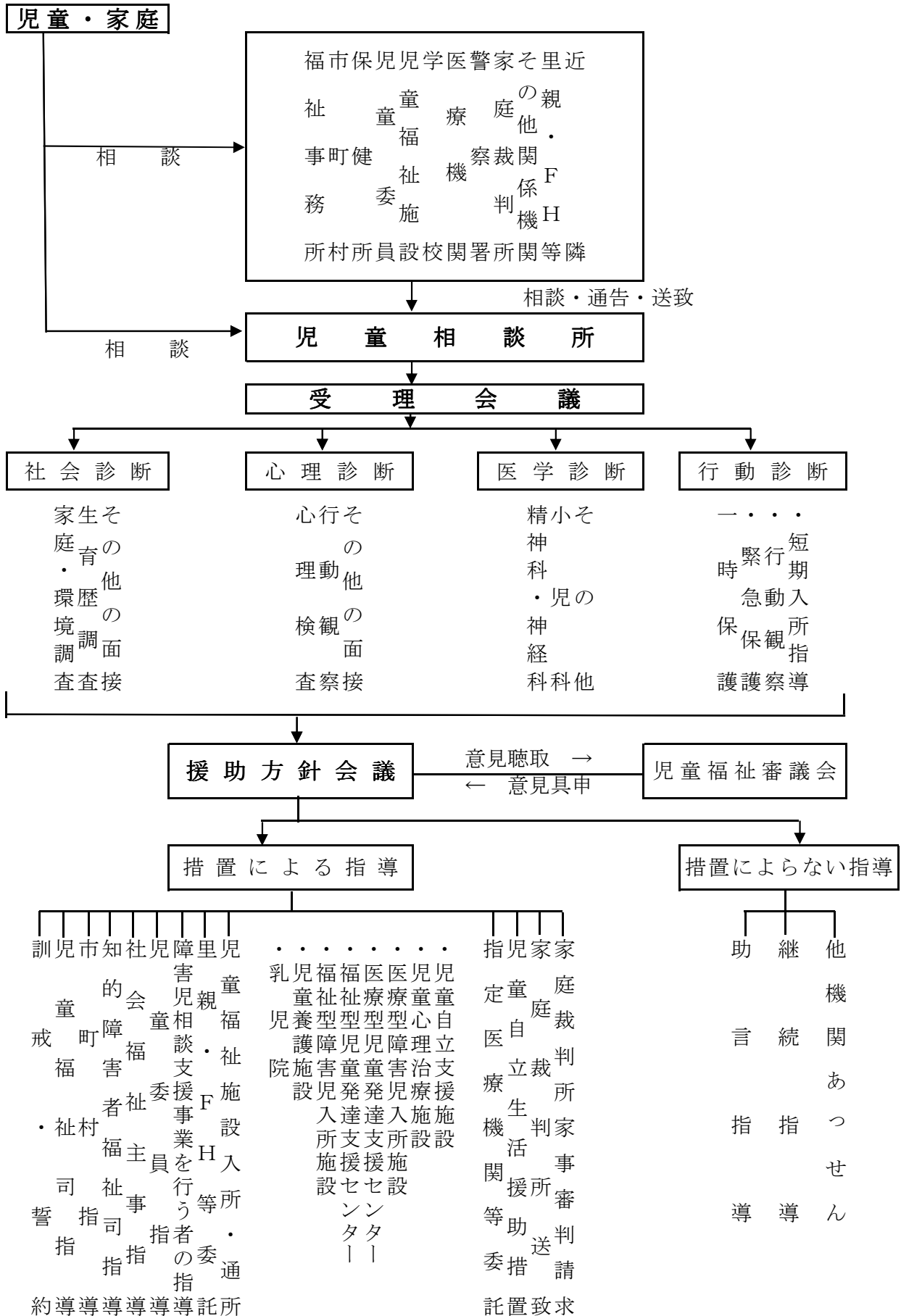
市町村が主に対処する虐待ケースについて、技術的助言等の支援を行い、市町村のスキルアップを図る。

3 相談の種類及び主な内容

種 類		内 容
養 護 相 談		父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼動及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。
	児 童 虐 待	身体的虐待、保護の怠慢・拒否、性的虐待、心理的虐待
保 健 相 談		未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談。
障 が い 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達遅れの遅れに関する相談。
	視 聴 覚 障 がい 相 談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障がい児に関する相談。
	言 語 発 達 障 がい 等 相 談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。（ことばの遅れの原因が知的障がい、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる。）
	重 症 心 身 障 がい 相 談	重症心身障がい児（者）に関する相談。
	知 的 障 がい 相 談	知的障がい児に関する相談。
	発 達 障 がい 相 談	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する児童、及び注意欠陥多動性障がいを有する児童に関する相談。
非 行 相 談	ぐ 犯 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談。
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。（受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談についてもこれに該当する。）
育 成 相 談	性 格 行 動 相 談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談。
	不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。
そ の 他 の 相 談		上記の相談のいずれにも該当しない相談。

4 相談業務の流れ

受け付けた相談は、次のような手順で援助方針の決定を行います。



Ⅱ 児童相談の状況について

1 児童相談の推移

(1) 経路別受付状況

相談経路		年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成28年度	
			件 数	構成 比 (%)					
都 市 道 町 府 村 県	福 祉 事 務 所		195	227	170	230	236	227	20.0
	児 童 委 員		3	0	0	0	2	0	0.0
	そ の 他		174	142	129	136	111	176	15.5
	小 計		372	369	299	366	349	403	35.5
児 童 福 祉 施 設 指 定 医 療 機 関 等			30	47	35	51	42	34	3.0
警 察 等			54	53	76	114	229	252	22.2
家 庭 裁 判 所			11	4	5	2	1	2	0.2
保 健 所 及 び 医 療 機 関	保 健 所		10	14	30	21	24	0	0.0
	医 療 機 関		30	23	28	11	8	17	1.5
	小 計		40	37	58	32	32	17	1.5
学 校 等	学 校		95	66	64	68	64	41	3.6
	教 育 委 員 会 等		4	1	2	7	1	4	0.4
	小 計		99	67	66	75	65	45	4.0
里親・保護受託者			1	0	0	3	1	1	0.1
家 族 ・ 親 戚			442	417	370	432	308	282	24.8
近 隣 ・ 知 人			49	55	43	45	49	53	4.7
児 童 本 人			7	7	8	8	9	6	0.5
そ の 他			7	22	13	35	26	40	3.5
			1,112	1,078	973	1,163	1,111	1,135	100.0

(2) 相談種別受付状況

相談種類	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成28年度	
							件 数	構 成 比 (%)
養 護 相 談		408	393	372	497	503	612	53.9
虐待(再掲)		227	241	228	339	399	416	36.7
保 健 相 談		0	3	2	3	2	0	0.0
障 が い 相 談	肢 体 不 自 由	7	15	3	2	12	6	0.5
	視 聴 覚 障 が い	1	0	1	0	1	0	0.0
	言 語 発 達 障 が い 等	11	10	12	4	14	16	1.4
	重 症 心 身 障 が い	11	41	3	5	28	4	0.5
	知 的 障 が い	364	375	328	391	356	336	29.6
	発 達 障 が い	27	10	20	41	16	37	3.3
	小 計	421	451	367	443	427	399	35.3
非 行 相 談	ぐ 犯 等	24	24	27	36	20	13	1.1
	触 法 行 為 等	20	8	9	9	6	4	0.3
	小 計	44	32	36	45	26	17	1.4
育 成 相 談	性 格 行 動	104	63	60	62	57	44	3.9
	不 登 校	14	15	19	21	11	2	0.2
	適 性	1	0	0	3	0	0	0.0
	し つ け	41	34	37	29	18	7	0.6
	小 計	160	112	116	115	86	53	4.7
その他の相談		79	82	80	60	67	54	4.7
未 処 理			5					
合 計		1,112	1,073	973	1,163	1,111	1,135	100.0

* 未処理の欄には、相談種類について年度末時点で調査中のものを計上してあります。

(3) 相談結果の状況

相談結果		年度					平成28年度	
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	件 数	構 成 比 (%)
面 接 指 導	助 言 指 導	695	684	765	881	946	954	82.3
	継 続 指 導	293	261	145	179	100	101	8.7
	他機関あつせん		2	1	1	4	4	0.3
	小 計	988	947	911	1,061	1,050	1,059	91.3
児童福祉司指導		11	8	6	8	4	5	0.4
児童委員指導								0.0
福祉事務所送致								0.0
訓 戒 ・ 誓 約							3	0.3
児 童 福 祉 施 設	入 所	64	46	58	40	35	27	2.3
	<small>(再掲) 法第27条の3</small> 家庭裁判所送致							0.0
	通 所	2	1	2	1	2	1	0.1
	小 計	66	47	60	41	37	28	2.4
指定医療機関等委託					1			0.0
里 親 等 委 託		4	4	7	4	3	9	0.8
法第27条第1項第4号 家庭裁判所送致				1				0.0
児童自立生活援助措置			1					0.0
そ の 他		43	65	38	70	61	55	4.8
未 処 理			6	4	16			0.0
合 計		1,112	1,078	1,027	1,201	1,155	1,159	100.0

*相談結果が複数に該当するものがあるため、相談受付件数とは一致しない場合があります。

2 相談種別相談結果の状況

相談結果	相談種類	養護		保	障がい相談							非行相談			育成相談				その他の相談	合計
		相	う		健	肢	視	言	重	知	発	小	ぐ	触	小	性	不	適		
		談	ち	相	体	聴	語	症	的	達	計	犯	法	計	格	登	性	計		
面 接 指 導	助言指導	485	340		5	16	2	304	31	358	8	2	10	41	2		7	50	51	954
	継続指導	85	60						1	5	6	5	2	7	3			3		101
	他機関あつせん	2							1		1								1	4
	小計	572	400		5	16	2	306	36	365	13	4	17	44	2		7	53	52	1,059
	児童福祉司指導	4	4										1	1						5
	児童委員指導																			
	福祉事務所送致																			
	訓戒・誓約	3	3																	3
児 童 福 祉 施 設	入所	27	15																	27
	(再掲)法第27条の3 家庭裁判所送致																			
	通所								1	1										1
	小計	27	15						1	1										28
	指定医療機関等委託																			
	里親等委託	7	3																2	9
	法第27条第1項第4号 家庭裁判所送致																			
	児童自立生活援助措置																			
	その他	16	7		1		2	32		35									4	55
	未処理																			
	合計	629	432		6	16	4	338	37	401	13	5	18	44	2		7	53	58	1,159

*相談結果が複数に該当するものがあるため、相談受付件数とは一致しない場合があります。

3 年齢別相談受付状況

年齢	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい等	重症心身障がい	知的障がい	発達障がい	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計			
																男	女	不明	
0	57						2								1	60	26	34	
1	44						8								6	58	24	34	
2	32				9		17	3			2			6	7	76	41	35	
3	41		1		2		17	2			1				3	67	30	37	
4	35				2		13	1			7				3	61	31	30	
5	41						9				6				1	57	42	15	
6	33						22	2		1	3				2	63	43	20	
7	37		1		2		10	5	1	1	3				5	65	44	21	
8	48					1	9	3	1		1			1	3	67	45	22	
9	30					2	6								2	40	20	20	
10	25						17			1	2				2	47	33	14	
11	23		1				22	6	2		3				4	61	34	27	
12	26		1				20	5	2		1				1	56	30	26	
13	30		2				23	4			2	1			4	66	39	27	
14	34				1		26	4	3		4	1			2	75	45	30	
15	27						28	1	1	1	4				2	64	33	31	
16	18						19				3				1	41	21	20	
17	19						42				1				1	63	36	27	
18以上	5					1	26								2	34	21	13	
不明	7							1	3		1				2	14	8	3	3
計	612	0	6	0	16	4	336	37	13	4	44	2		7	54	1,135	646	486	3
男	307		3		11	2	216	24	8	4	31			3	37	646	/		
女	303		3		5	2	120	12	5		13	2		4	17	486			
不明	2							1								3			

4 市町村別相談受付状況

	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい等	重症心身障がい	知的障がい	発達障がい	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	合計
松本市	298		3			1	156	12	9	1	12	1		3	13	509
大町市	29				3		24	6			1			1		64
塩尻市	94					3	41	1	2		5				11	157
安曇野市	76		1		3		61	5	2	1	6				11	166
木曾郡	木曾町	4			1		4	1								10
	南木曾町	9			2		5	1			13					30
	上松町	4					3				1				6	14
	木祖村	1					1				2					4
	王滝村				1											1
	大桑村	2			1		1	1			2	1				8
東筑摩郡	麻績村	3					1	1								5
	筑北村	1					3	1		2					1	8
	生坂村	2					1									3
	山形村	37		1	2		2	2						3		47
	朝日村	5					5									10
北安曇郡	池田町	24					9	2			1				2	38
	松川村	10					5									15
	白馬村	4			1		6	2							9	22
	小谷村	1			2		2	1								6
その他	8		1			6	1			1				1	18	
合計	612	0	6	0	16	4	336	37	13	4	44	2		7	54	1,135

5 調査・診断及び心理療法・カウンセリング処理状況

指導等の別		児	保	そ	合	
		童	護	の		
			者	他	計	
調査・社会診断指導		1,319	2,368	6,977	10,664	
医学診断指導	診察・指導	121	49	53	223	
	医学的検査					
	その他	8	6	10	24	
	小計	129	55	63	247	
心理診断指導	検査	知能検査	234	12	1	247
		発達検査	98	14	5	117
		人格検査	49	2	1	52
		その他の検査	7	1		8
		検査小計	388	29	7	424
	面接・観察・指導	387	314	66	767	
小計		775	343	73	1,191	
その他の診断指導					0	
心理療法 カウンセリング等	カウンセ リング 等	医師				
		児童心理司	48	4		52
		児童福祉司				
		その他の職員	10			10
		小計	58	4		62
合計		2,281	2,770	7,113	12,164	

6 児童福祉施設等措置状況

(1) 入退所・年度末在籍の状況

施設の種類	乳 児 院	児 童 養 護 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	児 童 心 理 治 療 施 設	福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	医 療 型 障 害 児 入 所 施 設	合 計
入 所 ・ 委 託	7	19	0	2	1	0	29
措 置 解 除	9	21	1	3	0	1	35
年 度 末 在 籍 人 員	15	108	1	9	7	3	143

* 情緒障害児短期治療施設は、平成29年度から児童心理治療施設に名称を変更

(2) 措置解除の理由

施設の種類	退所の理由	家 庭 復 帰	保 育 所 等 入 所	学 齢 到 達	社 会 的 自 立	措 置 変 更	里 親 委 託	成 人 施 設 移 管	死 亡	そ の 他	合 計
乳 児 院		6				1	1			1	9
児 童 養 護 施 設		6			7		1			7	21
児 童 自 立 支 援 施 設						1					1
児 童 心 理 治 療 施 設		1				1				1	3
福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設											0
医 療 型 障 害 児 入 所 施 設								1			1
計		13	0		7	3	2	1	0	9	35

(3) 措置停止・措置中等の調査及び指導状況

	措 置 停 止	調 査 ・ 診 断 ・ 指 導
児 童 福 祉 施 設	7	2,191
指 定 医 療 機 関 障 害 者 支 援 施 設		45
里 親	1	322
合 計	8	2,558

(4) 市町村別入所・委託措置開始状況

施設種類		乳 児 院	児 童 養 護 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	児 童 心 理 治 療 施 設	福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	医 療 型 障 害 児 入 所 施 設	合 計
市町村								
松本市		5	10		2	1		18
大町市								
塩尻市		1	2					3
安曇野市			2					2
木 曾 郡	上松町							
	南木曾町		1					1
	木曾町							
	木祖村							
	王滝村							
東 筑 摩 郡	大桑村							
	麻績村							
	生坂村							
	山形村	1	2					3
	朝日村							
北 安 曇 郡	筑北村							
	池田町		1					1
	松川村							
	白馬村		1					1
小谷村								
他 県								
合 計		7	19		2	1		29

(5) 市町村別年度末在籍状況

施設種類		乳 児 院	児 童 養 護 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	児 童 心 理 治 療 施 設	福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	医 療 型 障 害 児 入 所 施 設	合 計
松本市		9	55	1	3	4	3	75
大町市			5		1			6
塩尻市		2	17		2	2		23
安曇野市		2	14		2	1		19
木 曾 郡	上松町		2					2
	南木曾町		2					2
	木曾町							
	木祖村	1						1
	王滝村							
	大桑村							
東 筑 摩 郡	麻績村							
	生坂村							
	山形村	1	2					3
	朝日村		2					2
	筑北村		2					2
北 安 曇 郡	池田町		5		1			6
	松川村							
	白馬村		2					2
	小谷村							
その他								
合計		15	108	1	9	7	3	143

7 里親の状況

(1) 登録里親の状況

新規及び取消	里親数
新規（年度中）	6
取消（年度中）	1
年度末現在	50
児童委託歴のある里親数	31
養子縁組成立里親数	18
委託されている里親数	15

(2) 里親委託児童の年齢別状況

平成29年3月31日現在

年齢	委託児童数
0歳	1
1～6歳	6
7～12歳	6
13～15歳	5
16歳以上	4
合計	22

※里親家庭の委託児童21名
ファミリーホームへの委託児童1名

(3) 市町村別の状況

市町村	里親数	委託児童数
松本市	24	8
大町市	2	3
塩尻市	4	2
安曇野市	11	3
木曾郡	上松町	1
	南木曾町	
	木曾町	2
	木祖村	
	王滝村	1
東筑摩郡	大桑村	2
	麻績村	
	生坂村	
北安曇郡	山形村	1
	朝日村	1
北安曇郡	筑北村	1
	池田町	
	松川村	
北安曇郡	白馬村	
	小谷村	
管外	4	4
合計	54	22

※本表の管外の里親数欄には、ファミリーホーム1世帯が含まれています。

※本表の委託児童欄には、他の児童相談所からの委託児童3名を加えて計上しています。

8 一時保護の状況

(1) 目的別保護状況

所別 目的別	実 人 員						延 人 員					
	中 央	松 本	飯 田	諏 訪	佐 久	計	中 央	松 本	飯 田	諏 訪	佐 久	計
緊急保護	2	35	7	20	0	64	30	1,257	386	931	0	2,604
行動観察	0	3	1	1	1	6	0	78	12	12	12	114
短期入所指導	0	1	0	0	0	1	0	3	0	0	0	3
合 計	2	39	8	21	1	71	30	1,338	398	943	12	2,721

(2) 相談種別保護状況

所別 相談種別	実 人 員						延 人 員					
	中 央	松 本	飯 田	諏 訪	佐 久	計	中 央	松 本	飯 田	諏 訪	佐 久	計
養 護	0	33	7	19	1	60	0	1,256	386	926	12	2,580
保 健	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
視聴覚障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障がい等	0	1	0	0	0	1	0	32	0	0	0	32
重症心身障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発達障がい	0	1	0	0	0	1	0	6	0	0	0	6
ぐ 犯 等	2	1	0	1	0	4	30	29	0	8	0	67
触法行為等	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
性格行動	0	2	1	1	0	4	0	15	12	9	0	36
不 登 校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
適 性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
し つ け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	2	39	8	21	1	71	30	1,338	398	943	12	2,721

(3) 年齢別相談種別保護状況

	養護相談	保健	非行相談	育成相談	その他	合計
0～5歳	2					2
6～11歳	26		1	2	2	31
12～14歳	22		4	2		28
15歳以上	10					10
合計	60		5	4	2	71

9 一時保護委託の状況

(1) 委託先別保護状況

	実人員	延人員
児童福祉施設	47	889
その他	7	393
合計	54	1,282

(2) 目的別保護状況

	実人員	延人員
緊急保護	54	1,282
行動観察		
短期入所指導		
合計	54	1,282

10 養護相談の状況

理由別 処理別	家出	死亡	離婚	傷病	家庭環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所	0	0	0	3	15	9	0	27
里親委託	0	0	0	0	3	2	2	7
面接指導	0	0	0	31	400	130	11	572
その他	0	0	0	0	14	8	1	23
合計	0	0	0	34	432	149	14	629

11 障害相談の状況

(1) 療育手帳交付の状況

① 新規交付・再判定

	児童相談所	知的障害者更生相談所
新規交付	112	43
再判定	146	109

② 交付台帳搭載数

		前年度末	新規交付	転入	転出返還	変更		年度末
						18歳到達	障害程度	
A	18歳未満	269	4	1	3	-20	9	260
(重度)	18歳以上	1,302	4	3	20	20	6	1,315
B	18歳未満	955	108	6	7	-78	-9	975
(中軽度)	18歳以上	2,083	39	4	23	78	-6	2,175
合計		4,609	155	14	53			4,725

(2) 重症心身障害児（者）の状況

施設利用の状況（利用契約を除く措置入所分）

	入所・委託数
医療型障害児入所施設	3

12 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査の実施状況

(1) 1歳6か月児精神発達精密健診

精密健診実施児童数	事後指導状況	
	実人数	延回数
14	9	32

(2) 3歳児精神発達精密健診

精密健診実施児童数	事後指導状況	
	実人数	延回数
19 (延べ21名)	1	2

平成28年度児童虐待相談について

松本児童相談所

1 児童虐待相談対応件数の推移

区分	年度											
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
全国	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	—
長野県	599	547	535	530	517	839	767	1,016	1,358	1,638	1,761	1,909
管内	101	103	141	126	118	220	227	241	247	340	399	432

2 児童虐待相談種別対応件数

年度	種別	身体的虐待			性的虐待			心理的虐待			保護の怠慢・拒否			計		
		国	県	管内	国	県	管内	国	県	管内	国	県	管内	国	県	管内
26年度		26,181	386	88	1,520	29	4	38,775	825	151	22,455	398	97	88,931	1,638	340
27年度		28,621	368	96	1,521	11	0	48,700	1,027	231	24,444	355	72	103,286	1,761	399
28年度		—	424	113	—	22	4	—	1,101	242	—	362	73	—	1,909	432

3 児童虐待相談経路別対応件数

年度	経路	家族	児童	近隣	市町	福祉事	医療	福祉	警察等	学校等	その他	計
		親戚	本人	知人	村等	務所等	機関	施設等				
26年度	国	9,802	849	15,636	8,600	1,448	3,013	1,714	29,172	7,256	11,441	88,931
	県	231	8	82	309	191	66	78	393	247	33	1,638
	管内	60	2	27	48	40	9	16	94	41	3	340
27年度	国	10,936	930	17,415	8,998	1,428	3,270	1,775	38,524	8,183	11,827	103,286
	県	230	14	95	342	131	47	90	588	204	20	1,761
	管内	43	6	21	49	18	4	7	200	49	2	399
28年度	国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	県	185	13	113	314	175	39	51	768	230	21	1,909
	管内	50	6	35	52	33	9	9	211	25	2	432

4 児童虐待相談処遇別対応件数

年度	処遇	施設入所			里親委託			面接指導			その他			計		
		国	県	管内	国	県	管内	国	県	管内	国	県	管内	国	県	管内
26年度		4,241	51	13	537	9	1	78,600	1,506	315	6,432	72	11	89,810	1,638	340
27年度		4,100	61	16	464	5	0	93,040	1,629	378	6,311	66	5	103,915	1,761	399
28年度		—	72	15	—	11	3	—	1,768	400	—	58	14	—	1,909	432

5 主たる虐待者

虐待者 年度		父		母		その他	計
		実父	実父以外	実母	実母以外		
26 年 度	国	30,646	5,573	46,624	674	5,414	88,931
	県	614	81	904	8	31	1,638
	管内	148	13	170	1	8	340
27 年 度	国	37,486	6,230	52,506	718	6,346	103,286
	県	778	84	837	10	52	1,761
	管内	208	19	163	2	7	399
28 年 度	国	—	—	—	—	—	—
	県	824	189	835	17	44	1,909
	管内	188	44	195	2	3	432

6 被虐待児の年齢構成

年齢 年度		0～3歳未満	3歳～学齢児	小学校	中学校	高校生・その他	計
		26 年 度	国	17,479	21,186	30,721	12,510
県	279		376	563	271	149	1,638
管内	38		85	137	55	25	340
27 年 度	国	20,324	23,735	35,860	14,807	8,560	103,286
	県	309	426	596	274	156	1,761
	管内	65	89	138	68	39	399
28 年 度	国	—	—	—	—	—	—
	県	335	499	648	303	124	1,909
	管内	77	110	141	76	28	432

7 管内地域別相談対応件数

区分 郡市別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	合計
松本市	63	2	113	47	225
大町市	2		7		9
塩尻市	20		49	2	71
安曇野市	15		32	9	56
木曾郡	3		3	3	9
東筑摩郡	5		22	5	32
北安曇郡	5		14	7	26
その他		2	2		4
合計	113	4	242	73	432

Ⅳ 知的障害者更生相談所について

1 知的障害者更生相談所

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法に基づいて各都道府県ごとに設置されている機関であり、主たる業務は次のようなものである。

- (1) 知的障がい者もしくはその家族からの相談に応ずる。
- (2) 知的障がい者の医学的・心理学的及び職能的判定を行い、これに付随して必要な助言を行う。

具体的には、施設入所にかかわる判定（判定書交付）、療育手帳の交付判定や再判定及び生活上の相談などである。

長野県では昭和35年長野市に設置され、後に昭和46年中央児童相談所に併設された。

また、広域的な県下の相談者の便宜を図るため、5ヶ所ある児童相談所に知的障害者更生相談所の兼務職員を置き、相談判定業務を行うこととされた。

2 知的障がい者更生相談の状況

(1) 知的障がい者更生相談の推移

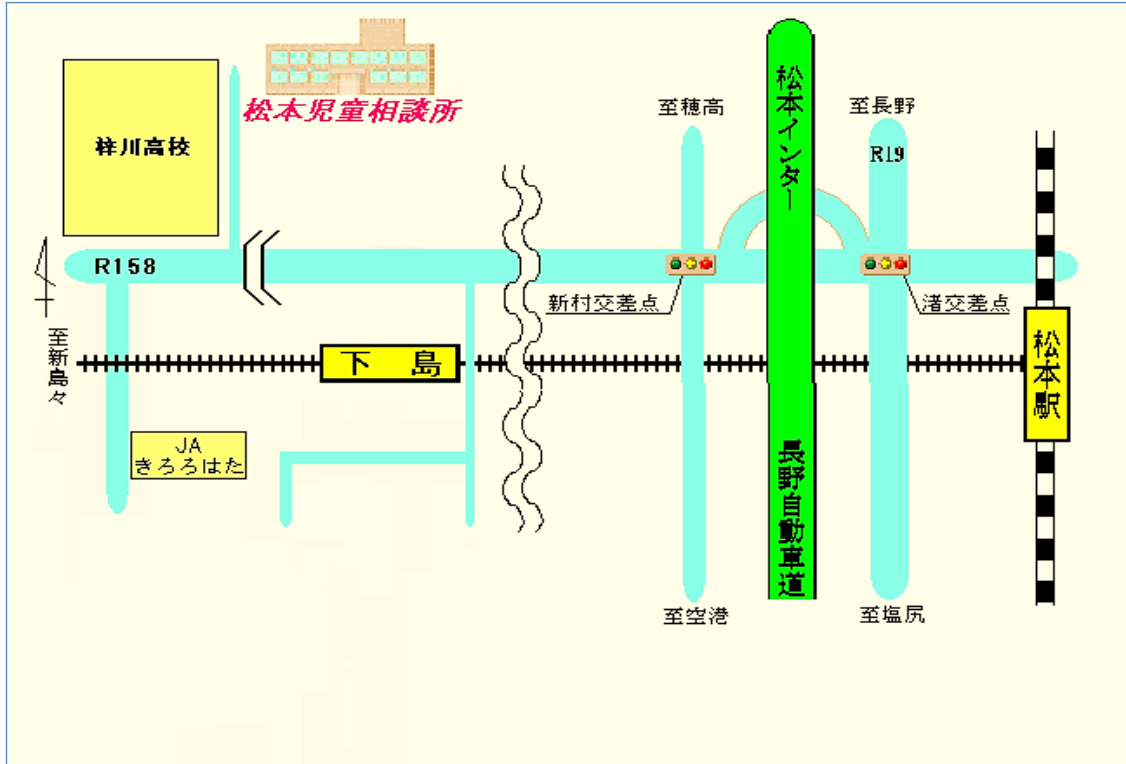
年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延件数	189	203	217	232	208	220	199	227

(2) 相談内容別件数

	施設入所	療育手帳	その他	合計
来所	0	194	24	218
巡回	0	9	0	9
合計	0	203	24	227

(3) 判定内容別件数

	医学的判定	心理判定	合計
来所	20	125	145
巡回	0	9	9
合計	20	134	154



『業務概要』 《平成28年度事業年報》

〒390-1401

長野県松本市波田9986

長野県松本児童相談所

TEL 0263-91-3370

FAX 0263-92-1550



しあわせ信州